

自治体債権の一元管理

～組織のマネジメントと職員の意識改革～

船橋市税務部債権管理課

本日の説明内容

第1節 地方公共団体の債権

第2節 税及び強制徴収公債権

第3節 非強制徴収公債権及び私債権

第4節 議会

○ 船橋市の概要(平成29年4月1日現在)

昭和12年4月 2町3村を合併し
船橋市制施行

平成15年4月 中核市

船橋市



人口:632,341人(4月1日現在)

世帯:294,167世帯人(同上)

職員数:4,912人(うち税務部151人)

平成29年度一般会計予算:2,095億円

(うち市税収入990億1,450万円 構成比:47.3%)

第1節 地方公共団体の債権

- 1 債権とは
- 2 債権の分類
- 3 法的効果の違い
- 4 債権分類別収入未済額

1-1 債権とは(地方自治法240条)

(債権)

第二百四十条 この章において「債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権

三 証券に化体されている債権(国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)

四 電子記録債権法(平成十九年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権

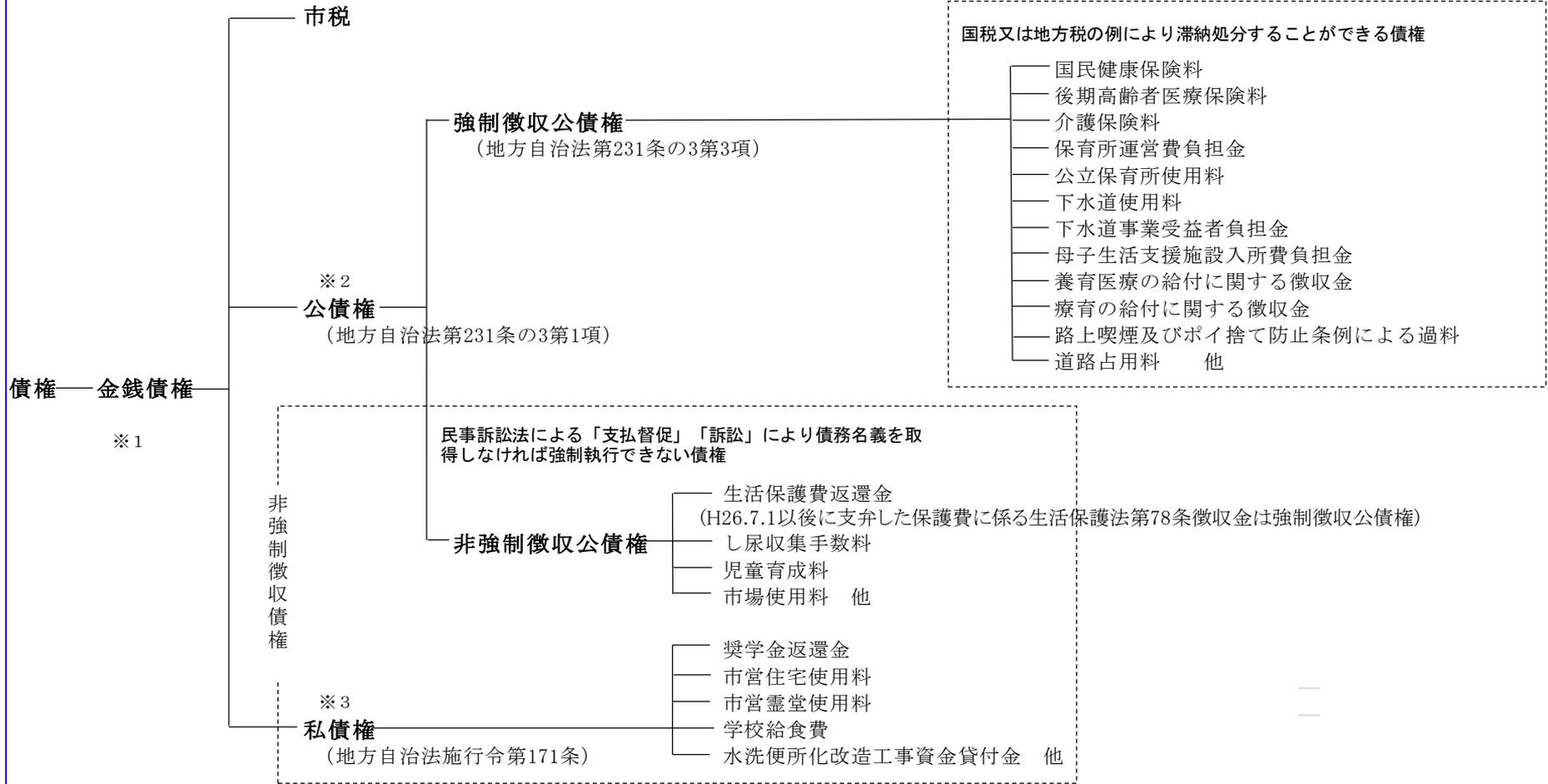
五 預金に係る債権

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

七 寄附金に係る債権

八 基金に属する債権

1-2 債権の分類



※1 自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利
(地方自治法第240条第1項)

※2 公法上の原因に基づいて発生する債権

※3 私法上の原因に基づいて発生する債権

公債権と私債権について

地方公共団体が有する金銭債権は、公法上の債権と私法上の債権に区分される。

- 公債権・・・公法上の原因(処分)に基づいて発生する債権。(時効期間は5年)
個々の法令による強制徴収手続の規定の有無で二つに区分され、主に徴収手続きと時効期間の取扱が異なる。(詳細は次項参照)
- 私債権・・・私法上の原因(主に契約)に基づいて発生する債権。(時効期間は1～10年)
行政が民間等と対等な立場で契約するもので、当事者間の合意に基づいて発生する債権。
強制徴収には裁判所の手続きが必要。

強制徴収公債権と非強制徴収公債権

公債権は、強制徴収手続きができる債権(強制徴収公債権)とできない債権(非強制徴収公債権)に分類される。

- 強制徴収公債権・・・公債権のうち、個々の法令により強制徴収手続きが規定されている債権(裁判所の手続きが必要)で、地方税の滞納処分の例によるもの。審査請求ができる。
- 非強制徴収公債権・・・公債権のうち、個々の法令で強制徴収手続きが規定されていない債権(裁判所の手続きが必要)で、地方税の滞納処分の例によらないもの。審査請求はできない。

1-3 債権分類による法的効果の違い

債権の区分		発生	督促	回収	消滅	
公債権	地方税	公法上の原因 審査請求可	不服申立て可 時効中断の 効果 督促手数料 徴収可	滞納処分	執行停止	時効期間 経過により 消滅
	強制徴収 公債権					
	非強制徴収 公債権					
私債権		私法上の原因 審査請求不可	不服申立て不可 時効中断の 効果 督促手数料 徴収不可	訴えの提起等訴訟 手続きにより 回収	債権放棄 により消滅	債務免除 (当初の 履行期限 から10年 経過) 時効の援用

公債権（地方自治法第231条の3）

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項 本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。

私債権（地方自治法施行令第171条）

（督促）

第一百七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

1-4 平成28年度 収入未済債権分類別繰越額一覽

債権区分		市税	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権	合計
債権数		1	12	22	29	64
所管課数		1	6	11	17	25
調定額		101,966,715,347円	41,134,295,551円	1,920,810,859円	20,423,575,138円	165,445,396,895円
収入済額		98,076,850,854円	37,009,997,351円	1,108,813,245円	17,894,038,626円	154,089,700,076円
収入未済	件数	251,976件	742,407件	6,042件	17,878件	1,018,303件
	金額	3,634,110,282円	3,733,391,775円	744,470,745円	2,519,097,597円	10,631,070,399円
不納欠損	件数	22,653件	102,539件	864件	93件	126,149件
	金額	255,754,211円	390,906,425円	67,526,869円	10,438,915円	724,626,420円

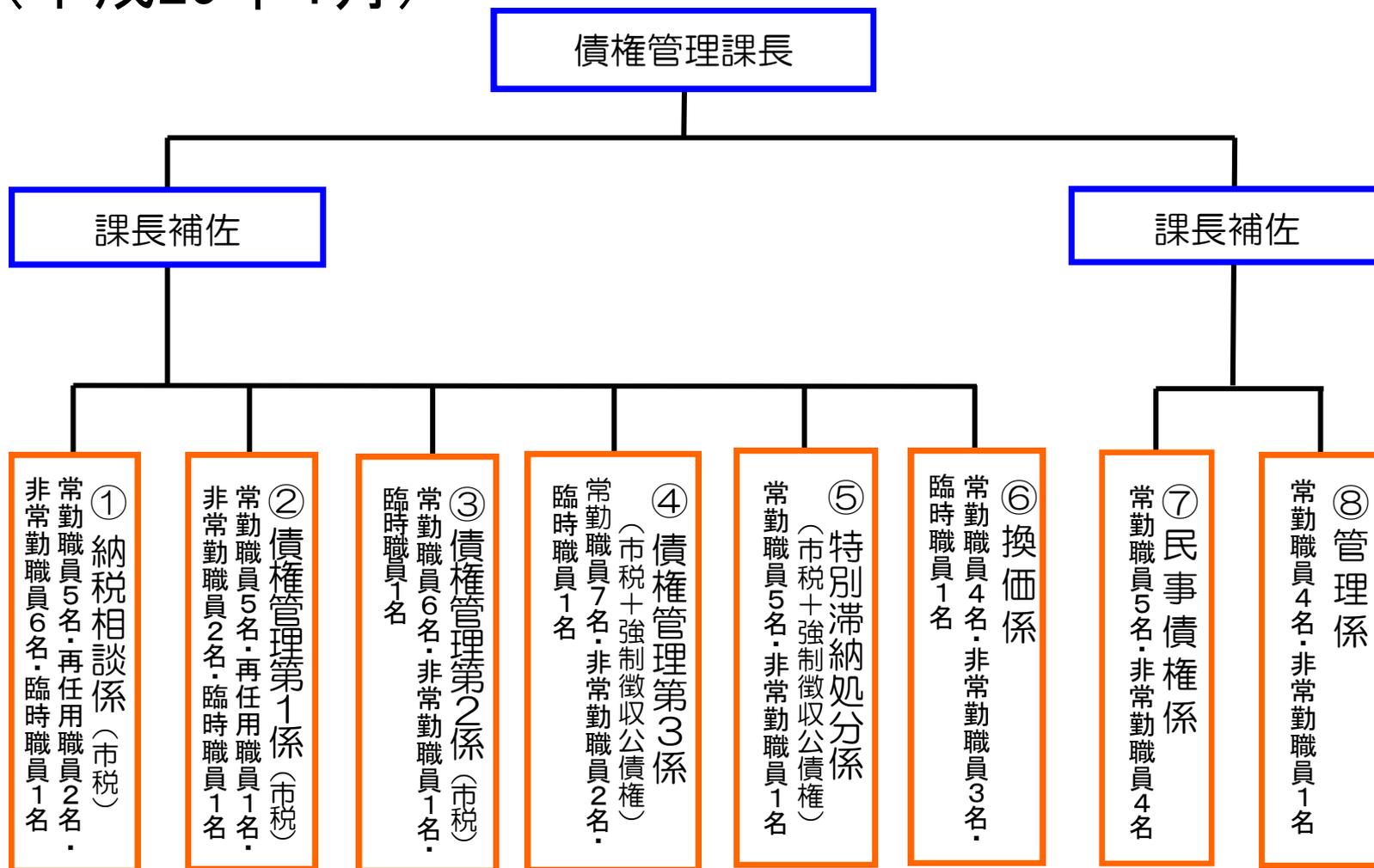
①収入未済が発生している債権のみを対象としています。

②所管課数は、各項目(各債権欄・合計欄)において2以上の債権を所管している所管課がある場合、1とカウントして計算しています。

③件数は、債権につき数え方(例:期別ごと、年度ごと、債務者ごと等)が異なります。

船橋市債権管理課 組織図

(平成29年4月)



職員数:73名 (内訳:常勤職員44名(内、育休4名)・再任用職員3名・非常勤職員20名・臨時職員5名・指導員1名)

第2節 税及び強制徴収公債権

- 1 一元徴収導入の経緯
- 2 滞納整理の8つの秘訣
- 3 一元徴収のメリット
- 4 個人情報情報の取扱い
- 5 弁済の充当順位
- 6 催告による時効中断

2-1 一元徴収導入の経緯

- 平成19年度まで

市 税  徴収率・滞納額縮減率が1位

強制徴収公債権  徴収率ダウン・滞納額増加

- 平成20年度から

市税・強制徴収公債権の一元徴収

 目覚しい成果

- 平成23年度から

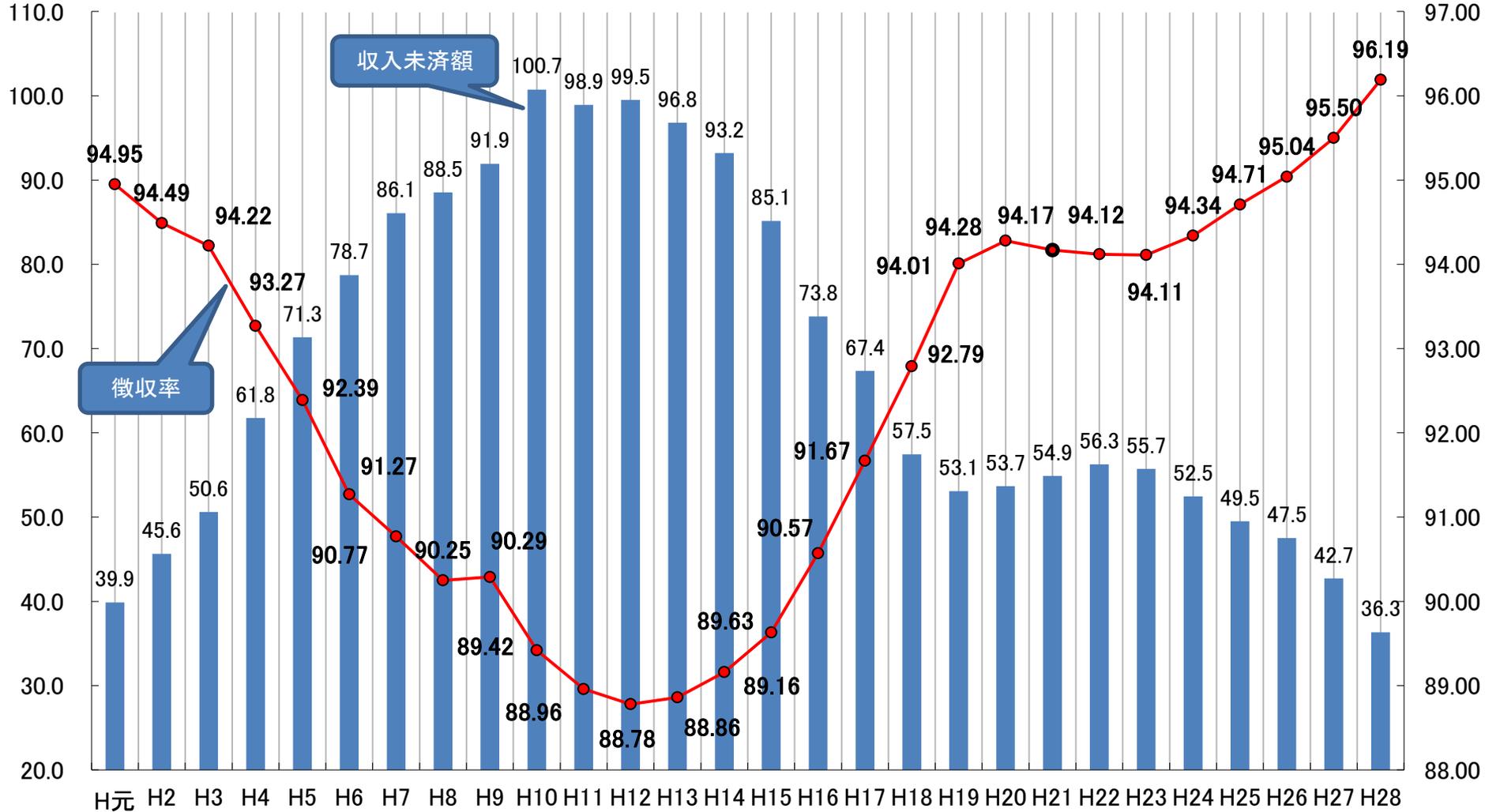
非強制徴収公債権・私債権の一元徴収

 支払督促・訴訟

市税の収入未済額(滞納額)と徴収率(全体分)の推移

単位:億円

徴収率
単位:%



経緯

船橋市財政健全化プラン(平成15年)

平成15年に策定された「船橋市財政健全化プラン」の中で、

- ①本市の歳入の根幹をなす市税収入を確保するため、課税対象の正確な把握と確実な徴収に努めるとともに特に悪質な滞納者に対しては、差し押さえ等をさらに進め、厳しく対処すること
- ②国民健康保険料、下水道使用料などについても収納率の向上を図っていくこと

があげられた。

議会からの要請(平成15,16年の市議会定例会)

「市税以外の債権で不納欠損額が増えている状況がある。それならば市税を扱っている徴収の職員に他の債権の徴収も任せられないのか。」



一元徴収の体制づくり

平成20年 4月 公金の滞納額の縮減や効率的かつ効果的な徴収を目指すため、債権回収対策班を設置(21年4月から室とし体制強化)

⇒ 市税と強制徴収公債権の一元徴収実施

平成23年10月 債権管理条例施行

⇒ 非強制徴収公債権と私債権も一元化(訴訟手続きのノウハウ活用)

平成28年7月 換価専門の担当を配置

経緯

- 平成15年「船橋市財政健全化プラン」(平成16～19年)
- 平成15年第3回定例会
- 平成16年第3回定例会

実施までのスケジュール

平成19年5月22日	公金徴収一元化検討委員会、部会発足
平成20年1月15日	「公金徴収一元化に関する報告書」作成
1月21日	市長、副市長説明
2月25日	議長、副議長説明、記者発表
3月 1日	ホームページアップ
3月15日	広報掲載
3月10日	催告書兼収納業務移管予告通知書送付
4月 1日	債権回収対策室へ移管(移管決定通知書送付)

2-2 滞納整理の8の秘訣

- (1) 徹底的に債権差押 ※国税徴収法第47条
- (2) 延滞金の完全徴収
- (3) 臨戸から来庁へ
- (4) 滞納システムの構築
- (5) 非常勤職員の活用 ※地公法適用職員
- (6) 執行停止の強化 ※地方税法第15条の7
- (7) 進行管理
- (8) セーフティーネット

2-2-(1) 徹底的に債権差押

金融機関の入出金明細書の確認

- ・入金確認→振込先の確認→会社、個人の確定
- ・引き落としの確認→会社、個人の確定



預貯金(次項)、給与(次項)、売掛金、敷金、保証金、過払い金ほか

※無体財産権等の差押
株式、ゴルフ会員権ほか

国税徴収法第63条差押える債権の範囲(全額の差押)

1 徴収職員は、債権を差押えるときは、その債権の額が徴収すべき国税の額を超える場合においても、2の場合を除き、その債権の全額を差押えなければならない(法63条本文)

①債権の実質的な価値は、名目上の金額によって定まるものではなく、第三債務者の任意の履行がなく強制的取立てを行う場合は、他の債権者からの配当要求があることも考えられ、このときは平等弁済しか受けられない。②外見上取立てが確実と見られる債権であっても、第三債務者からの相殺によって、取立てできない部分が生じることもあることなどから、債権の全額を差押える。したがって、法48条第1項に規定する「国税を徴収するために必要な財産以外の財産」を差押えることには当たらず、超過差押えの問題は生じない。

- ・給与差押

(国税徴収法第76条 給与の差押可能額の計算)

- ・預貯金差押

法第76条2項の「給与等に基づき支払を受けた金銭」には、支払者から銀行口座等に振込まれた金額に相当する預金債権は含まれないが、その差押を猶予し、又は解除することができる。(法第151条第2項参照)

【1998年2月10日の最高裁判決と2013年3月29日鳥取地裁判決】

口座入金された児童手当(差押禁止財産)が、入金後も差押禁止財産としての性質(属性)を引き継ぐかどうかについて、3.29鳥取判決は「児童手当が預金口座に振り込まれた場合、法形式上は、児童手当受給権は消滅し・・・預金債権という別個の債権になることに加え、一般に児童手当が預金口座に振り込まれると受給者の一般財産に混入し、児童手当は識別できなくなる可能性があり・・・原則として、その金額の差押が許されると解するのが相当」と述べ、1998年の最高裁判決を基本的に踏まえた内容。

しかし、最高裁判決の原則論を踏まえながらも、一定の基準に該当する場合は、その例外として「(差押処分)違法なものと解するのが相当である」とした。

- ①処分行政庁が・・・預金口座に児童手当が入金されることを予期した上で、
- ②実質的に児童手当を原資として租税を徴収することを意図した場合において、
- ③実際の差押処分の時点において、客観的にみても児童手当以外に預金口座への入金がない状況にあり、
- ④処分行政庁がそのことを知り又は知りえるべき状態にあったのに、
- ⑤なお、差押処分を断行した場合。

3.29鳥取判決は、被告県側に対して「本件預金口座の残高が、3月27日から73円となっていたものの、同年6月11日に児童手当の振込みがあつて130,073円であること、すなわち差押にかかる預金債権の原資のほとんどが児童手当によるものであったことを確実かつ容易に確認できたことが認められると断定。本件差押処分は、権限を濫用した違法なものと評価せざるを得ない」と結論を下した。

平成25年11月27日 広島高裁判決言渡し

- 1 被告が原告の滞納に対して行った130,073円の配当処分を取り消す。
 - 2 被告は原告に対し、130,073円を返還すること。
 - 3 慰謝料200,000円、弁護士費用50,000円、及び平成20年6月11日(差押時点)から支払時までの年5分の割合による金員を支払え。
- 鳥取県は広島高裁の判決を上告せず判例として確定。

・売掛金差押

売掛金または貸付金の差押は、第三債務者である得意先または貸付先に対して「債権差押通知書」を送達して行う(徴収法第62条第1項)

差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときに生ずる(徴収法第62条第3項)

売掛金または貸付金の差押は、その全額について行う(徴収法第63条)

・賃料、敷金、保証金差押

賃料または敷金の差押は、第三債務者である賃借人または賃貸人に対して「債権差押通知書」を送達して行う(徴収法第62条第1項)

差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときに生ずる(徴収法第62条第3項)

賃料の差押の効力は、賃貸関係が継続している限り、差押後に収入すべき金額にまで及ぶので、各支払期ごとの金額を差押える必要はない(徴収法第66条)

なお、賃貸借関係が解除されれば差押は失効する

・過払い金差押 利息制限法第1条

金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときには、その超過部分について無効とする。

- 一 元本の額が10万円未満の場合 年2割
- 二 元本の額が10万円以上100万円未満の場合 年1割8分
- 三 元本の額が100万円以上の場合 年1割5分

利率は貸付限度額で決める

例えば、貸入限度額が5万円であっても、貸付限度額が50万円であれば18%で計算する

2-2-(2) 延滞金の完全徴収

①延滞金を徴収する→分納履行率が高い

②延滞金のみでも差押を執行

③地方税法第326条第1項(市町村民税)

・・・の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付し、または納入しなければならない。

④納付すべき金額に満たない場合

利息優先充当→民法第491条

元本優先充当→地方税法第20条の9

2-2-(3) 臨戸から来庁へ

臨戸訪問にかけていた時間・人を、その他の滞納整理へ

- ①折衝を目的としたローラー的臨戸はしない
- ②困難事案、停止事案は臨戸
- ③納付できない理由は来庁させて
- ④分納設定は、電話ではなく来庁させ債務の承認を得る
- ⑤納付もなく、来庁もしなければ即滞納処分

2-2-(4) 滞納整理システムの構築

2-2-(5) 非常勤一般職員の活用※地公法第34条
適用

①滞納者の実態調査

②預貯金調査

③配当・充当処理

2-2-(6) 執行停止の強化※地方税法第15条の7
地方税法第18条の時効完成による不納欠損を避
ける

2-2-(7) 進行管理 職員の抱える困難案件への助言及び進捗状況の把握

2-2-(8) セーフティーネット 組織として滞納者に対応する体制づくり

一元徴収の根拠法令

地方税の滞納処分の例により処分することができる公債権及び根拠根拠

- ・ 国民健康保険料：国民健康保険法第79条の2
- ・ 後期高齢者医療保険料：高齢者の医療の確保に関する法律第113条
- ・ 介護保険料：介護保険法第144条
- ・ 保育料：児童福祉法第56条第8項（公立）
子ども・子育て支援法附則第6条第7項（私立）
- ・ 下水道使用料：地方自治法附則第6条第3号
- ・ 下水道受益者負担金：都市計画法第75条第5項
- ・ 養育医療の給付に関する徴収金：母子保健法第21条の4第3項
- ・ 療育の給付に関する徴収金：母子保健法第21条の4第3項
- ・ 路上喫煙及びポイ捨て防止条例による過料：地方自治法第231条の3第3項
- ・ 生活保護費返還金：生活保護法第78条第4項

2-3 一元徴収のメリット

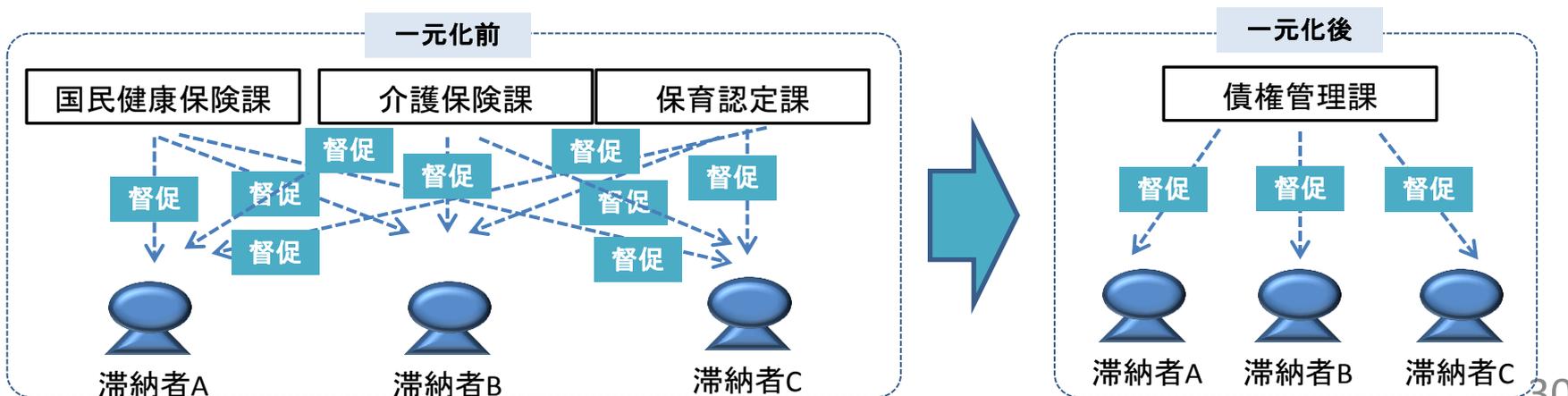
- 1 債権者は地方公共団体であり、債権所管課ではない。
- 2 債権額合計で折衝できる。
- 3 すべての債権について時効中断・執行停止・放棄ができる。
- 4 自主納付する場合の充当順位が適正にできる。
- 5 滞納者が各所管課に行かなくて済む。
- 6 債権ごとに財産調査をする必要がない。
- 7 市外転出などの実態調査を債権ごとにする必要がない。
- 8 競売・破産事件の交付要求額に漏れが無い。
- 9 債権ごとに催告書を発送しなくて済む。
- 10 執行停止・債権放棄が公平・公正に執行できる。

債権者である市と債務者である滞納者の双方が、債権・債務の全体像を把握することができる

徴収に係る事務の合理化、効率化と市民の行動的負担の軽減

公平・公正な税負担を担保

一元化イメージ図

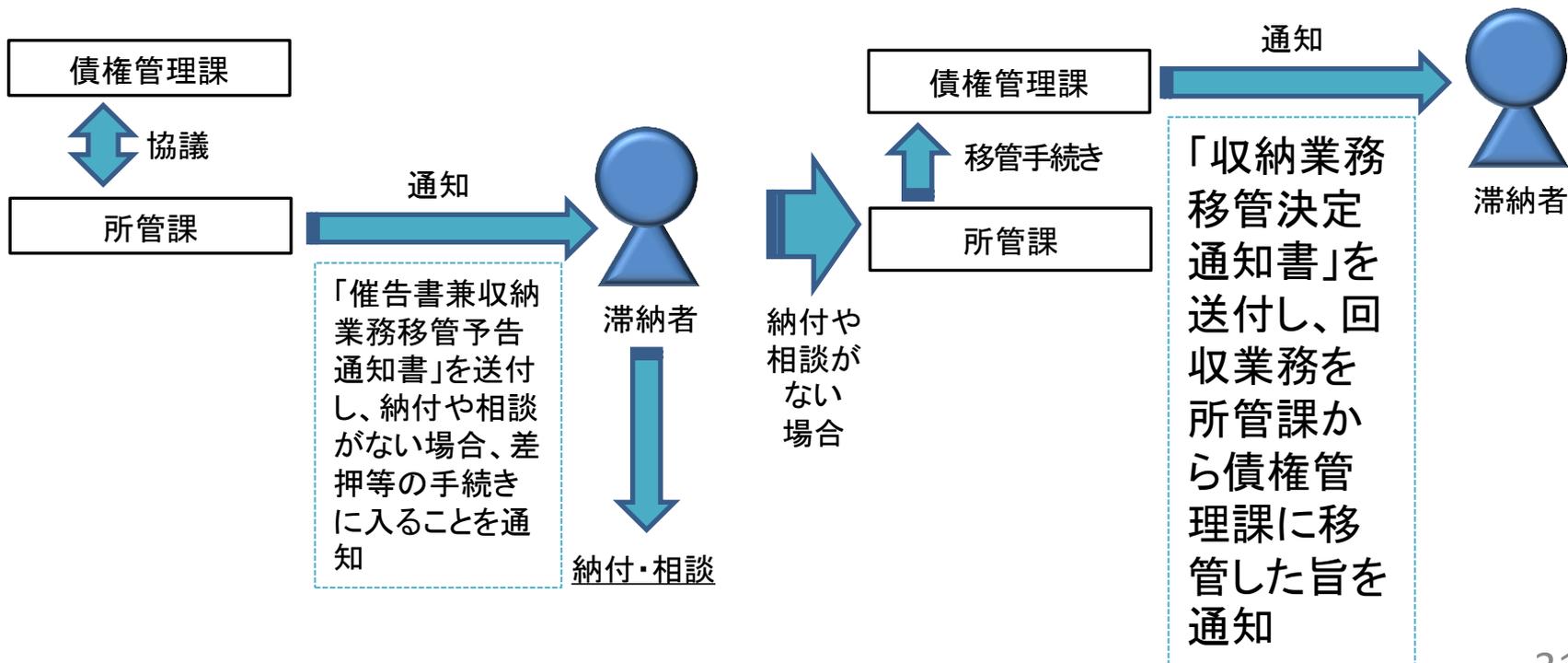


債権所管課から債権管理課への移管について

◇ 移管の対象とする債権

- (1) 当該所管課が所管する強制徴収公債権のうち滞納金額が高額であるもの
- (2) 当該所管課が所管する強制徴収公債権のうち消滅時効が近いもの
- (3) 分割による納付の不履行を繰り返しているもの
- (4) 再三の催告にもかかわらず所管課に納付に関する連絡が一切ないもの
- (5) 上記のほか、納付の意思がないと認められるもの

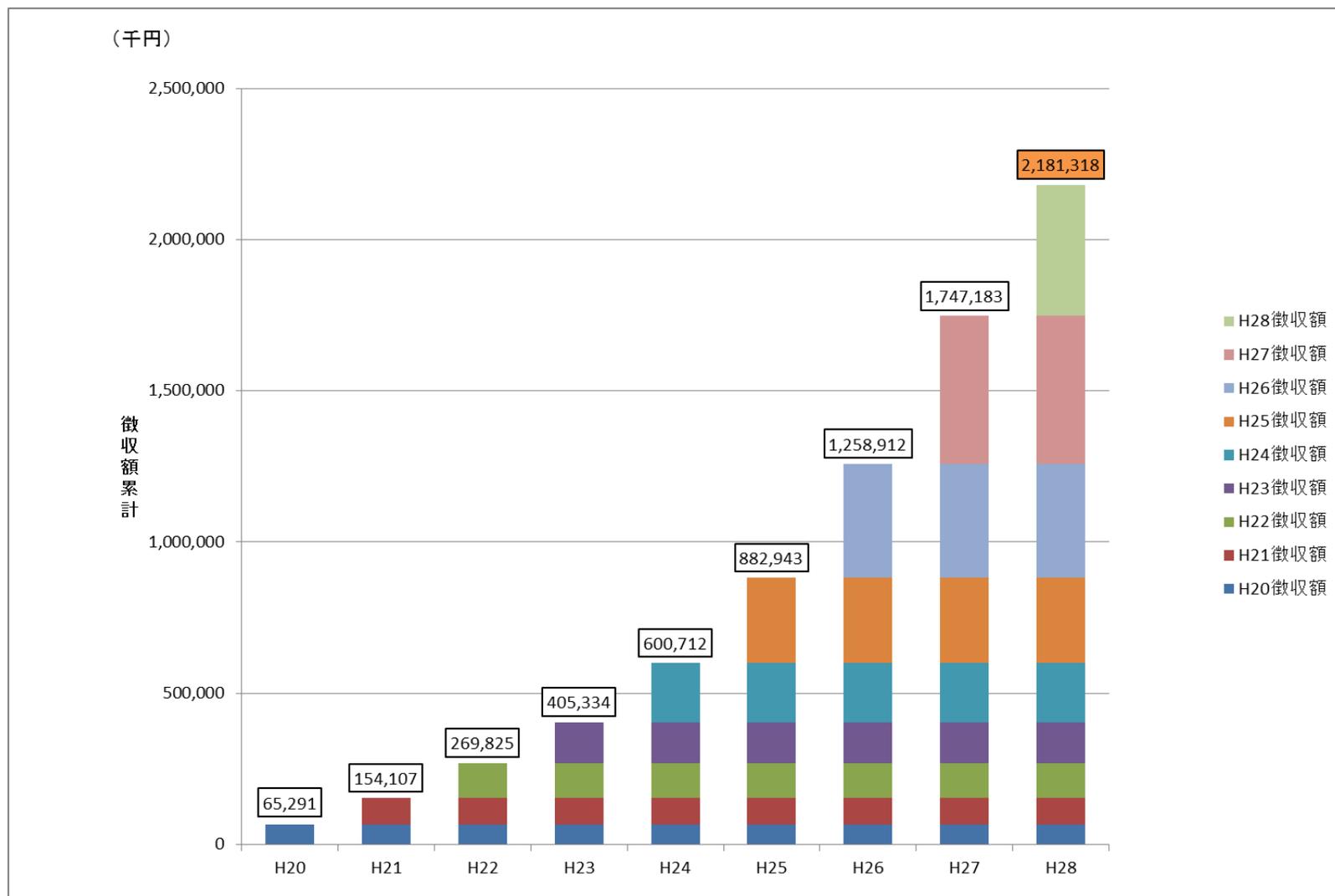
◇ 移管の流れ



公金徴収一元化による強制徴収公債権の徴収額及び執行停止額実績

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
国民健康保険料	23,737,800円	45,088,200円	79,690,910円	98,597,271円	148,011,840円	239,501,041円	337,430,729円	434,463,502円	382,740,304円	1,789,261,597円
介護保険料	6,489,538円	7,082,078円	5,044,001円	7,765,008円	6,814,942円	10,827,252円	9,950,364円	14,222,689円	14,459,912円	82,655,784円
後期高齢者医療保険料	—	—	—	—	1,024,000円	—	720,400円	1,105,200円	323,320円	3,172,920円
養育医療の給付金に関する徴収金	—	100,239円	52,200円	—	—	—	—	—	—	152,439円
下水道使用料	18,440,346円	22,539,222円	19,874,610円	21,671,499円	34,697,474円	28,274,398円	26,053,473円	34,913,127円	33,086,806円	239,550,955円
下水道受益者負担	4,323,170円	2,116,690円	925,414円	959,310円	1,451,706円	679,649円	597,199円	679,030円	130,356円	11,862,524円
保育料	12,300,080円	11,889,704円	10,130,827円	6,515,575円	3,378,320円	2,948,605円	1,217,412円	2,887,324円	3,394,382円	54,662,229円
合計	65,290,934円	88,816,133円	115,717,962円	135,508,663円	195,378,282円	282,230,945円	375,969,577円	488,270,872円	434,135,080円	2,181,318,448円
執行停止額	48,357,584円	47,289,910円	35,435,476円	36,400,342円	30,618,458円	47,659,968円	50,353,396円	24,810,807円	28,003,327円	348,929,268円

強制徴収公債権の徴収実績(累積)



2-4 個人情報取扱い

- 1 事務分掌
- 2 関係法令
 - ①個人情報保護に関する法律
 - ②国税徴収法
 - ③地方税法
 - ④地方公務員法
 - ⑤船橋市個人情報保護条例

債権管理課事務分掌

- (1) 市税その他の市の有する金銭の給付を目的とする債権(以下「市の債権」)の管理、滞納対策等に係る総括に関する事。
- (2) 市の債権の徴収督促に関する事。
- (3) 市の債権の賦課及び収納に係る情報の調査に関する事。
- (4) 市の債権を所管する課(以下この項において「所管課」という。)が行う市の債権の回収事務に係る総括管理に関する事。
- (5) 所管課との市の債権の回収に係る調整に関する事。
- (6) 市の債権に係る滞納処分等に関する事。
- (7) 徴収の囑託及び受託に関する事。
- (8) 過誤納金の充当先の決定に関する事。
- (9) 市の債権に係る民事訴訟の提起等に関する事。
- (10) 市の債権に係る支払督促に関する事。
- (11) 市の債権に係る仮差押え及び仮処分に関する事。
- (12) 市の債権に係る強制執行等に関する事。
- (13) 配当要求及び債権の届出に関する事。
- (14) 市の債権債務の相殺に関する事。
- (15) 滞納者等に対する市の債務に係る調整に関する事。
- (16) 市の債権の放棄に関する事。

関係法令

(1) 個人情報保護に関する法律 第16条第3項

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

(2) 国税徴収法第141条

「徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

(3)地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)

「・・・地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」

(4)地方公務員法第34条第1項(秘密を守る義務)

「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」

(5)船橋市個人情報保護条例第14条第1項及び第4項(利用及び提供の制限)

「実施機関は、・・・当該保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲で保有個人情報を利用し、又は提供する場合であって、当該保有個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。」

時効(地方自治法第236条)

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。(略)

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。(略)
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。(略)
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

2-5 弁済の充当

民法第488条 弁済の充当の指定

民法第489条 法定充当

- 1 弁済期のあるものに先に充当
- 2 すべて弁済期にあるときは、債務者の利益が多いものに先に充当
- 3 債務者の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来すべきものに先に充当
- 4 前二号の時効が相等しい場合は、額に応じて充当

民法第491条 元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当

2-6 催告による時効中断

民法第153条

催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

判例

1 審 神戸地裁(平18. 1. 23判決)
民法153条の字面通り

2 審 大阪高裁(平18. 5. 30判決)
逆転判決で「承認」認める

平24 最高裁上告不受理

アウトソーシングの活用

船橋市納税コールセンター

- 平成19年より民間委託にて開設
- 市税の早期滞納整理対策として納付勧奨架電業務
- 納付書の再発行及び納税催告文書発送業務

さらなる活用を一

- 平成29年度より介護保険料の催告
- 平成30年度より下水道受益者負担金の催告(予定)
- // 納付に対する受電業務(予定)

第3節 非強制徴収公債権及び私債権

- 1 債権管理条例の制定
- 2 支払督促・民事訴訟
- 3 地方裁判所・簡易裁判所
- 4 債権の届出
- 5 債権放棄
- 6 相殺

3-1 債権管理条例の制定

制定の目的: 地方公共団体の金銭債権は、各債権の個別条例により規定されている。しかしながら、債権の取扱いについて統一した基準や理念が無いことから、同じ公債権であっても延滞金徴収の有無や、時効期間が満了した私債権の収入未済の取扱い等、債権管理条例によって公平公正な債権管理を図り、健全な行財政運営に資する。

対象債権: 市の金銭債権(市税、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権)全てを包含する条例

※地方自治法第96条第1項第10号による権利放棄を議会の議決を必要とせずに債権放棄を行なう。(職員の不作為による収入未済債権の権利放棄は許さない)

3-2-(1) 支払督促

☆簡易裁判所に債権者が支払督促申立てを行う手続き。(民訴法第383条)

ポイント

1. 時効中断事由
2. 訴訟費用の半額
3. 議会の議決は不要
4. 債務名義取得し強制執行
5. 債務者の住所地を所管する簡易裁判所
6. 公示送達が認められない。
7. 債務者が異議申し立てると訴訟手続きに移行
(民訴法第395条)

3-2-(2) 民事訴訟法

(支払督促の申立て)

第383条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

2 次の各号に掲げる請求についての支払督促の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してもすることができる。

一 事務所又は営業所を有する者に対する請求でその事務所又は営業所における業務に関するもの

当該事務所又は営業所の所在地

二 手形又は小切手による金銭の支払の請求及びこれに附帯する請求
手形又は小切手の支払地

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第395条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

3-3 地方裁判所と簡易裁判所

1. 簡易裁判所

- (1) 訴訟の目的の価額が140万円以下のもの
- (2) 支払督促の申立て
- (3) 民事調停

2. 地方裁判所

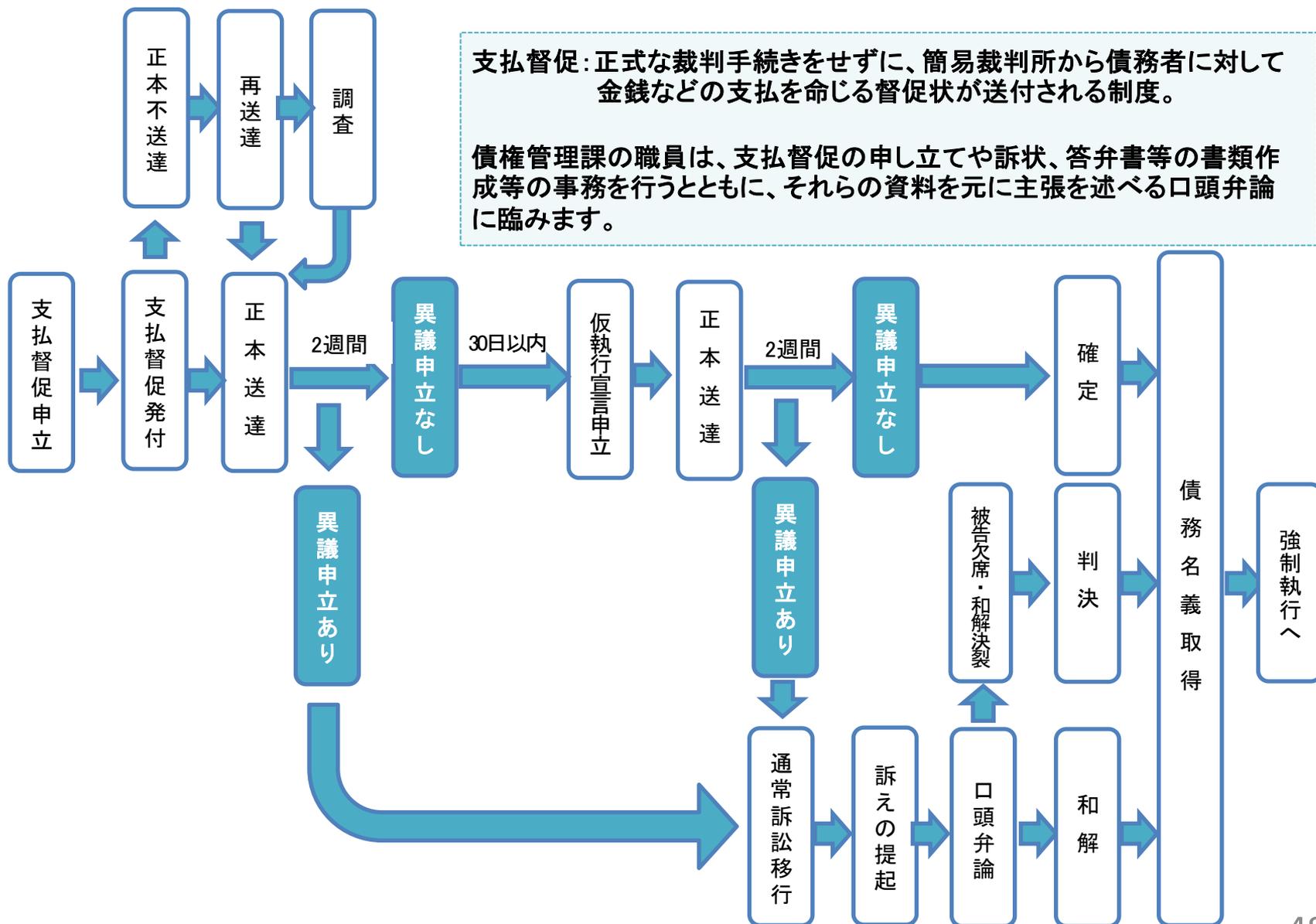
- (1) 訴訟の目的の価額が140万円を超えるもの
- (2) 破産、民事再生の手続き
- (3) 捜索・差押などの礼状に関する手続き

* 支払訴訟(持参債務)と取立訴訟は義務履行地が違う

支払督促申立の手続きについて

支払督促: 正式な裁判手続きをせずに、簡易裁判所から債務者に対して金銭などの支払を命じる督促状が送付される制度。

債権管理課の職員は、支払督促の申し立てや訴状、答弁書等の書類作成等の事務を行うとともに、それらの資料を元に主張を述べる口頭弁論に臨みます。



3-4 債権の申し出の整理

申出の事由	申出の内容	
	市税	非強制徴収公債権
	強制徴収公債権	私債権
①強制執行競売開始決定	交付要求	配当要求 (債務名義が必要)
②抵当権実行の開始決定		
③破産手続開始決定	破産債権の届出	
④民事再生手続開始決定	再生債権の届出	

Q.債権届出の催告書(強制競売)・破産手続開始通知書(破産)が送達され、債権があるにもかかわらず、債権の申出をしなかった場合

A. 債権があるにもかかわらず、債権の申出をしないということは、債権放棄になる。債権放棄は、地方自治法第96条第1項第10号に該当し、議会の議決を必要とするか、債権管理条例で債権放棄を規定していれば条例に基づき放棄する。

そのいずれでもない場合は、単に職員の不作為でしかない。(住民監査請求に耐えられない)

非強制徴収公債権と市債権の徴収実績(平成29年3月末現在)

債権種別	支払督促 申立件数※2	滞納額(元本)	徴収金額※3
非強制徴収公債権	109件	100,056,219円	29,651,701円
私債権	113件	51,568,391円	38,173,570円
小計	222件	151,624,610円	67,825,271円
債権管理課支援債権※1	195件	48,771,037円	15,155,401円
合計	—	200,395,647円	82,980,672円

※1 債権管理課支援債権は、債権管理課において、法的手続きを経ずに債権回収を行った債権。

※2 債権管理課支援債権の件数は、滞納債権件数。

※3 徴収金額には元本のほか、延滞金又は遅延損害金及び訴訟等にかかる費用で債務者が負担するものを含む。

支払督促及び訴訟事件実績一覧(平成29年3月末現在)

債権種別	債権名	滞納債権件数	民事訴訟件数	支払督促申立件数	滞納額(元本)	異議申立・訴訟移行	民事訴訟・支払督促の結果								仮差押申立件数	強制執行申立件数	債権の申出件数	相殺件数	返還件数※4	完納内訳		徴収内訳		合計
							債務名義取得				債務名義未取得		未確定	件数						金額(元本)	元本	延滞金又は遅延損害金	費用	
							異議なし	判決	和解	調停	失効	取下げ												
非強制徴収	生活保護費返還金	36	1	33(2)	60,925,611円	17	8(1)	14	3	1	0	2	6(1)	-	18	0	0	3	3	2,809,350円	9,473,283円	185,406円	206,820円	9,865,509円
	し原収集手数料	9	-	8(1)	268,162円	1(1)	5	1(1)	0	0	1	1	0	-	2	0	0	0	9	268,162円	268,162円	5,100円	33,962円	307,224円
	退職手当返納金	1	-	-	24,511,650円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	0	0円	11,270,000円	0円	0円	11,270,000円
	児童育成料	33	1	33※2	2,686,000円	3	14	2	1	0	6	6	5	-	6	1	0	0	25	1,940,000円	2,147,584円	23,700円	95,693円	2,266,977円
	市場使用料	3	-	4※2	7,411,059円	2	2	1	1	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	3,375,559円	3,665,559円	0円	19,070円	3,684,629円
	行政財産目的外使用料	1	-	1	4,780円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	2	0	0	0	1	4,780円	4,780円	0円	11,745円	16,525円
	保険給付費返納金	24	2	21(2)	3,365,564円	3	6(2)	2	3	0	6	2	4	-	1	0	0	0	11	1,219,476円	1,633,297円	127,800円	28,102円	1,789,199円
	子ども手当・児童手当返還金	7	-	7	574,000円	2	3	1	1	0	1	0	1	-	0	0	0	0	2	129,000円	178,000円	0円	3,638円	181,638円
	児童扶養手当返還金	1	-	1	290,000円	1	0	0	1	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0円	250,607円	0円	0円	250,607円
	母子家庭・父子家庭等医療費助成金返還金	1	-	(1)	19,393円	(1)	0	0	(1)	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	19,393円	19,393円	0円	0円	19,393円
私債権	埋蔵文化財調査協力金	1	-	1	2,700,000円	1	0	1	0	0	0	0	0	-	0	0	0	1	2,700,000円	2,700,000円	301,168円	0円	3,001,168円	
	奨学金返還金	22	1	32※2	6,705,500円	13	9	4	8	0	3	9	1	-	4	0	1	0	17	4,462,000円	5,429,632円	1,927,964円	93,707円	7,451,303円
	市営住宅使用料	10	-	11	6,782,200円	4	6	1	3	0	1	0	0	-	3	0	0	0	7	3,782,200円	4,874,800円	1,291,915円	24,950円	6,191,665円
	市営住宅駐車場使用料	3	-	(3)	189,150円	(1)	(2)	0	(1)	0	0	0	0	-	(1)	0	0	0	1	95,550円	95,550円	51,386円	0円	146,936円
	小売市場使用料	1	-	1	795,000円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	795,000円	795,000円	0円	0円	795,000円
	身障者等住宅整備資金貸付金償還金	3	-	3	4,350,000円	3	0	3	0	0	0	0	0	-	1	1	0	0	0	0円	1,303,356円	43,176円	36,932円	1,383,464円
	水洗便所化改修工事資金貸付金償還金	8	-	8※2	1,400,900円	1	2	1	0	0	2	2	1	-	2	0	0	0	6	1,258,100円	1,277,900円	338,842円	46,830円	1,663,572円
	国民健康保険出産費資金貸付金返還金	2	-	2	710,000円	2	0	2	0	0	0	0	0	-	4	0	0	0	1	350,000円	479,831円	114,788円	68,495円	663,114円
	船橋市立看護専門学校授業料	1	-	1	90,000円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	90,000円	90,000円	5,810円	3,630円	99,440円
	さざんか学園使用料	1	-	1	74,180円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	1	0	0	0	1	74,180円	74,180円	14,602円	13,746円	102,528円
	応急仮設住宅家賃等弁償金	1	-	1	288,047円	0	0	0	0	0	1	0	0	-	0	0	0	0	1	288,047円	288,047円	29,362円	3,430円	320,839円
	雑収益	2	-	(3)	5,594,376円	0	(2)	(1)	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	1	1,776,850円	1,776,850円	1,082,140円	0円	2,858,990円
	市営公園管理料	2	-	2	72,420円	0	0	0	0	0	0	0	2	-	0	0	0	0	0	0円	0円	0円	0円	0円
	市営食堂使用料	8	-	7(1)	457,560円	2(1)	4	1(1)	1	0	0	1	0	-	0	0	0	0	2	84,240円	99,240円	18,513円	0円	117,753円
	実費徴収金	2	-	(2)	74,824円	(1)	(1)	(1)	0	0	0	0	0	-	(2)	0	0	0	1	3,318円	3,318円	1,138円	0円	4,456円
差押債権	10	9	1	13,863,602円	0	0	2	2	0	1	4	1	-	0	0	0	0	9	11,370,926円	11,370,926円	390,284円	45,898円	11,807,108円	
入札保証金に代わる違約金	1	-	1	1,004,157円	0	0	0	0	0	1	0	0	-	0	0	0	0	1	1,004,157円	1,004,157円	15,397円	0円	1,019,554円	
医業収益	1	-	1	3,085,709円	0	1	0	0	0	0	0	0	-	1	0	0	0	0	0円	0円	0円	8,982円	8,982円	
学校給食費	32	-	31(5)※2	1,676,552円	4(1)	16	2	0	0	5	2(2)	8(3)	-	1	0	0	0	9	433,007円	501,259円	24,125円	12,314円	537,696円	
母子福祉資金貸付金償還金	1	-	(1)	1,654,214円	0	0	0	0	0	0	0	(1)	-	0	0	0	0	0	0円	0円	0円	0円	0円	
債権管理課支援債権 ※1	195	-	-	48,771,037円	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	42	9	4	90	10,603,100円	15,017,089円	95,020円	43,292円	15,155,401円	
合計		423件	14人 14件	263人※2 212件	200,395,647円	65人 59件	95人 80件	42人 38件	26人 24件	1人 1件	36人 28件	37人 29件	39人 29件	1人 1件	53件	44件	10件	7件	203件	48,936,395円	76,091,800円	6,087,636円	801,236円	82,980,672円

(表の見方)・「滞納債権件数」は、1人の滞納者につき同一債権内で複数期別等滞納があっても1件と数えます。
 ・「強制執行申立件数」「債権の申出件数」は、同一滞納者に対し複数回行っている場合があります。
 ・合計欄以外の括弧内の数字は、他債権と併せて支払督促申立てをした債権数です。

※1 債権管理課支援債権…債権管理課において、法的手続きを経ずに債権回収を行った債権(既に債権所管課において債務名義を取得していた債権の強制執行及び債権の届出等)

※2 支払督促申立件数・合計人数…各債権の申立件数のうち、2人以上の債務者をまとめて申立てしている場合があります。

※3 複数の債務者を1件の支払督促で申立て、督促異議が出た場合、複数件の訴訟事件となる場合があります。

※4 保険者間調整することとなったため債権所管課に返還となった保険給付費返納金債権を含みます。

3-5 債権放棄

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

債権管理条例に基づく債権放棄の留意点

- ①放棄対象者の全ての債権について放棄する。
- ②条例に基づき同一基準で放棄する。(各課で決裁をさせない)
- ③非強制徴収公債権と私債権を放棄対象。
- ④報告はホームページで周知する。
- ⑤毎年ヒアリングを行い、職員の不作為による債権放棄は絶対にさせない。

債権放棄の実績

■ 債権放棄実績

現課名	債権名	平成24年度～平成27年度											平成28年度						総合計				
		件数	人数	実人数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	債権額	件数	人数	実人数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	債権額	債権額	
1	健康政策課	1	1	1	0	1	0	0	0	0	272,000											272,000	
2	国民健康保険課	2	41	35	2	0	0	0	0	39	4,975,474	2	2	2	0	0	0	0	0	2	13,853	4,989,327	
		3	2	2	37	1	0	0	1	0	647,000											647,000	
		4	5	5	5	0	5	0	0	0	54,784	6	3	3	0	6	0	0	0	0	159,495	214,279	
3	介護保険課	5	2	2	2	0	2	0	0	0	539,339											539,339	
4	生活支援課	6	11	10	0	9	0	0	2	0	2,029,435	8	6		0	5	0	0	3	0	3,888,343	5,917,778	
		7	15	12	23	3	9	0	0	3	0	22,000,579	16	13	26	4	5	0	0	7	0	30,095,942	52,096,521
		8	22	12		0	19	0	0	3	0	1,624,172	18	13		1	9	0	0	8	0	1,663,483	3,287,655
5	児童家庭課	9	2	2	2	0	2	0	0	0	336,840											336,840	
6	地域子育て支援課	10	4	3	3	0	4	0	0	0	202,000											202,000	
		11	1	1	1	0	1	0	0	0	0	246,868											246,868
7	クリーン推進課	12	4	4	18	0	3	0	0	1	0	24,296	2	2	2	0	2	0	0	0	0	124,819	149,115
8	環境保全課	13	14	14	0	0	0	0	0	14	101,110	10	1	1	0	10	0	0	0	0	0	38,000	139,110
		14	18	2	2	0	18	0	0	0	0	97,200											97,200
9	都市整備課	15	3	3	3	2	3	0	0	0	2	79,535,797										79,535,797	
		16	1	1	1	0	1	0	0	0	0	5,802											5,802
		17	1	1	1	0	0	0	0	0	1	473,012											473,012
10	市場総務課	18	3	3	5	1	0	0	2	0	0	3,432,968										3,432,968	
		19	5	5	5	1	0	0	4	0	0	7,344,662											7,344,662
11	下水道総務課	20	3	3	3	0	3	0	0	0	503,381	1	1	1	1	0	0	0	0	0	99,000	602,381	
12	住宅政策課	21	1	1	1	0	0	0	0	0	1	25,200											25,200
		22	15	15	15	1	0	1	0	1	12	25,426,920	1	1	1	0	0	0	0	0	1	308,500	25,735,420
		23	3	3	15	0	0	1	0	0	2	2,922,499											2,922,499
		24	1	1	1	0	0	0	0	0	1	8,600											8,600
		25	1	1	1	0	0	0	0	1	0	100,000											100,000
13	学務課	26	1	1	1	0	0	0	0	1	268,000											268,000	
14	医療センター医事課	27	1,997	1,928	1,928	1	22	0	0	29	1,945	140,447,127	49	29	29	6	4	0	0	1	38	8,063,692	148,510,819
合計		2,177	2,071	2,052	12	102	2	7	40	2,018	293,645,065	113	71	65	12	41	0	0	19	41	44,455,127	338,100,192	

※1 債権管理条例第14条 1号 生活困窮
2号 免責
3号 強制執行、債権申出等後無資力

4号 徴収停止後
5号 限定承認・相続放棄・相続人不存在
6号 私債権時効期間満了

※2 うち2件について、連保2名がそれぞれ1号該当、2号該当となっている。

3-6 相殺

(相殺の要件等)

第五百五条 二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対等額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

(相殺の方法及び効力)

第五百六条 相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付することができない。

2 前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのぼってその効力を生ずる。

第4節 議会

- 1 議決事件
- 2 専決処分

4-1 議決事件

(議決事件)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。))に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。))の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

4-2 専決処分

○ 地方自治法第179条に基づく専決処分

①議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは当該普通公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

③普通公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

④議会で不承認とされても効力は失われない。(条例の制定・改廃、予算処置については必要な措置を講じ議会に報告)

○ 地方自治法第180条に基づく専決処分

①議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、専決処分することができる。

○専決処分事項の指定について

平成24年9月27日 市議会議決

専決処分事項の指定について

専決処分事項の指定について(平成23年9月29日船橋市議会議決)の全部を改正する。

地方自治法(昭和22年法律第67条)第180条第1項の規定により、市長において専決処分にすることができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1件100万円(交通事故に係るものにあつては、100万円に当該事故について自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定の適用を受ける金額を加えた額)以下において、法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 1件100万円以下の事件についてする和解又は調停に関すること。ただし、次に掲げるものは、それぞれ次に定める額以下とする。
 - ア 交通事故に係るもの 100万円に当該事故について自動車損害賠償保障法の規定を受ける金額を加えた額
 - イ 金銭債権に係るもの 300万円(元本の額とする。次号において同じ。)
- 3 金銭債権に係る300万円以下の訴えの提起に関すること。
- 4 市営住宅の明渡しに係る訴えの提起、和解又は調停に関すること(300万円を超える金銭債権を伴う場合を除く。)